

令和3年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和3年5月25日（火）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和3年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第25号 瑞穂市立中小学校管理室棟解体工事の計画について
- 日程第4 議案第26号 瑞穂市立巢南中学校屋内運動場トイレ改修工事の計画について
- 日程第5 議案第27号 瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第6 議案第28号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について
- 日程第7 議案第29号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について
- 日程第8 議案第30号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第9 議案第31号 令和4年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項（案）について
- 日程第10 議案第32号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の一部を改正する訓令について
- 日程第11 議案第33号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について
- 日程第12 議案第34号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について
- 日程第13 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 教育長の報告
- 日程第15 その他 事務局長
教育総務課長
学校教育課長
幼児教育課長
生涯学習課長

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長 廣 瀬 進 一

教育総務課長 松 島 孝 明

学校教育課長 坂 野 美 恵

学校教育課主幹 曾我部 雄 志

学校教育課総括課長補佐 松 野 英 泰

幼児教育課長 今 木 浩 靖

幼児教育課総括課長補佐 野 口 智 子

生涯学習課長 佐 藤 雅 人

生涯学習課主幹 広 瀬 久 士

生涯学習課総括課長補佐 泉 大 作

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 野 津 浩 行

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

- 教育長** 本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和 3 年第 5 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。
-

日程第 1 令和 3 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

- 教育長** 日程第 1 令和 3 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和 3 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

- 教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。
今回は、森下委員よろしくお願い致します。
-

日程第 3 議案第 2 5 号 瑞穂市立中小学校管理室棟解体工事の計画について

- 教育長** 瑞穂市立中小学校管理室棟解体工事の計画について、議題と致します。
事務局より説明を求めます。

- 教育総務課長** 日程第 3 議案第 2 5 号 瑞穂市立中小学校管理室棟解体工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和 3 年 5 月 2 5 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、建物老朽化に伴い木造校舎を解体するもの。

＜資料により説明＞

- 教育長** 昨年度施工予定でしたが、夏休みが短くなって、工期が確保できなかったということで今年度実施するものです。

- 大平委員** 今までほとんど使われていなかったものを解体するものですか。

○**教育総務課長** 解体する校舎には使用されなくなった備品などが保管されており、昨年不要物、ごみ等につきましては廃棄処分しました。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 議案第25号 瑞穂市立中小学校管理室棟解体工事の計画について、可決することと致します。

日程第4 議案第26号 瑞穂市立巢南中学校屋内運動場トイレ改修工事の計画について

○**教育長** 日程第4 議案第26号 瑞穂市立巢南中学校屋内運動場トイレ改修工事の計画について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第4 議案第26号 瑞穂市立巢南中学校屋内運動場トイレ改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、老朽化により既存便所の改修及び多様な利用者に対応するため車椅子優先便所の設置をするもの。

<資料により説明>

○**教育長** この屋内運動場トイレは臭いがあるうえ、使いにくいということから改修工事の要望がありました。今回の改修工事では1階男子・女子便所の改修及び車椅子優先トイレの新設等となります。

～ 質疑・討論 ～

○**加藤委員** 車椅子の方が使用する際の動線を教えてください。

○**教育総務課長** 南東角のスロープを通り玄関に入り、左側スロープよりホールに入ってください。

○**教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第26号 瑞穂市立巢南中学校屋内運動場トイレ改修工事の計画について、可決することと致します。

日程第5 議案第27号 瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示について

○**教育長** 日程第5 議案第27号 瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第5 議案第27号 瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、補足給付費について、支払期間を明記するとともに幼稚園の設置者（代理受領者）を介さず直接保護者へ給付を実施するよう改正をするもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第27号 瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示について、可決することと致します。

日程第6 議案第28号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

○**教育長** 日程第6 議案第28号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第6 議案第28号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、瑞穂市学校薬剤師に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、穂積小学校薬剤師の異動により、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第2項の規定により、残任期間について新たに学校薬剤師を委嘱するもの。

<資料により説明>

○**学校教育課長** 穂積小学校学校薬剤師につきましては人事異動に伴い、変更となっています。任期は5月1日から令和4年の3月31日までです。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第28号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、可決することと致します。

日程第7 議案第29号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について

○**教育長** 日程第7 議案第29号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第7 議案第29号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について、瑞穂市教育支援委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市教育支援委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

○**学校教育課長** 教育支援委員会は、支援を要する児童生徒の就学、教育的支援について審議をさせていただき、特別支援学級、通級指導教室に通う子どもたちについて適切な支援が受けられるようにするための会で、もとす医師会の推薦、校長会の代表、特別支援教育に携わっている方など8人の方に委員の委嘱をしたいと思います。

～ 質疑・討論 ～

○**大平委員** 小学校あるいは中学校から特別支援学校に通っている瑞穂市の子どもさんというのはどれぐらいの人数いますか。

○**学校教育課長** 幼児教育から小学校教育になるときに10名近く、中学校から高校へ進学する時は数名が入学すると認識しています。

○**大平委員** 特別支援の対象になる、発達障害の子が増えているということで、

支援学校に行く人、小中学校の包括的な教育を受けている人がいますが、早めに保護者に理解をしていただき、どのような学校、学級を選んでいくとよいかを検討していただけるとよいと思います。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第29号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第8 議案第30号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について

○**教育長** 日程第8 議案第30号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第8 議案第30号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について、瑞穂市学校運営協議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市学校運営協議会規則（平成30年教育委員会規則第9号）第5条第2項の規定により、瑞穂市学校運営協議会委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

○**学校教育課長** 各中学校区に30名以内で各学校から推薦をしていただくということで、中学校区の運営協議会委員さんを決めさせていただいております。穂積中学校区、穂積北中学校区、巣南中学校区の推薦書名簿を添付してありますが、自治会長、PTA会長の交代による変更がほとんどです。

～ 質疑・討論 ～

○**大平委員** 巣南中学校区の運営協議会委員で欠員が出たと聞きましたが後任は決まりましたでしょうか。

○**学校教育課長** 学校の方もお願いできる方があればということで探していますが、まだ決定しておりません。

○**森下委員** 30名以内ということですが、最少人数は設けていますか。

○**学校教育課長** 最少人数の制限は設けておりません。

○森下委員 校区によって差があるのに理由はありますか。

○学校教育課長 巢南中校区は小学校区が3校あるので、各校から10名ずつぐらい推薦いただいているということだと考えられます。

○教育長 その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第30号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第9 議案第31号 令和4年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項（案）について

○教育長 日程第9 議案第31号 令和4年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項（案）について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第9 議案第31号 令和4年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項（案）を別紙のとおり定めることについて、瑞穂市立幼稚園管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第13号）第3条の規定により瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、瑞穂市立幼稚園管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第13号）第3条の規定により、募集要項を定め瑞穂市教育委員会告示をするため。

<資料により説明>

○学校教育課長 説明会の日時ですが、昨年度同様、小学校区ごとに実施し密にならないよう分散して開催することとしております。

～ 質疑・討論 ～

○加木屋委員 抽選会についてですが、ここ数年は行われていないと認識していますが、抽選会で外れた方は市内の保育園入ることはできますか。

○学校教育課長 5歳児4歳児の募集にもありますが、定員にほとんど達していませんので抽選会にはならないと想定しておりますが、幼稚園より保育所を希望する方が多い状況です。

○教育長 幼稚園はバスで送迎を行っていますが、幼稚園で過ごす時間が短いとい

うこともあり保育園の希望者が多いと思われま

○**教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第31号 令和4年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項（案）について、可決することと致します。

日程第10 議案第32号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の一部を改正する訓令について

○**教育長** 日程第10 議案第32号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の一部を改正する訓令について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第10 議案第32号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の一部を改正する訓令について、瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。令和3年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、附属機関名及び所管課名の変更に伴い、瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の一部を改正するもの。

<資料により説明>

○**幼児教育課長** 題名を瑞穂市子ども・子育て会議公募委員選考要領に名称変更させていただきます。今回の変更につきましては、附属機関名、課名、職名変更に伴いまして要領の一部を改正させていただくものです。

～ 質疑・討論 ～

○**森下委員** 附属機関設置条例の改正は終わっていますか。

○**幼児教育課長** 改正済みです。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 議案第32号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会公募委員選考要領の一部を改正する訓令について、可決することと致します。

日程第11 議案第33号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について

○**教育長** 日程第11 議案第33号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、を議

題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 生涯学習課長 日程第11 議案第33号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、別紙の者を委嘱したいので瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、委員が欠けたため、瑞穂市社会教育委員条例（平成15年瑞穂市条例第59号）第2条の規定により、瑞穂市社会教育委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

- 生涯学習課長 社会教育委員は2年任期になりまして、今年度改選期で令和3年、4年と2年間お願いするわけですが、急遽5月17日に辞任の申し出がございましたので後任の方をお願いするものです。

～ 質疑・討論 ～

- 教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第11 議案第33号 瑞穂市社会教育委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第12 議案第34号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

- 教育長 日程第12 議案第34号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 生涯学習課長 日程第12 議案第34号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、委員に欠員が生じたため、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

○生涯学習課長 先ほど社会教育委員を辞職された方に、子どもの読書活動推進会議委員についても委嘱しておりましたので、後任として残任期間の10月31日まで委嘱するものです。

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第12 議案第34号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第13 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について

○教育長 日程第13 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第13 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和3年5月25日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和3年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○加藤委員 教育費、社会教育費、生涯学習振興費、125万円は図書カードを新たに購入する予算ですか。

○生涯学習課長 コロナ禍において、割と子どもたちは感染しにくい、感染しても重症化しにくいと言われていましたが、ここへきて変異株が出てきまして、子どもたちも対策を強化し基本的な感染防止対策を徹底していかないといけないということで、おそらくこの先も外出の自粛等抑制がされると思いますので、運動不足、精神的なストレスとかが心配され、家にいることが多くなるので、その一助となるために、読書をしてほしいということで読書活動の推進という視点があります。コロナ禍で図書館へ行って本を読むというのはなかなか難しいということ

ころもあり、今回中学生以下の子に1人2千円の図書カードをお配りして、本屋さんで本を買って読んでいただきたいという思いから今回このような予算計上をさせてもらっています。配布するころには夏休み期間になると思われるので、読書を通じて夏休みを有意義に過ごしていただけたらなという思いもあります。

子どもの読書活動の推進については、東日本大震災の時に被災された子どもが不安に直面していた時に、全国から寄付された本が心のよりどころになって、生きる希望を与えられたというようなことを聞いたことがありますので、少しでも役立てばという思いがあります。

○加藤委員 市内の書店は少なくなり残念ですが、この図書カードは日本国内であればどの書店に行っても使えますか。

○生涯学習課長 本屋さんで売っている図書カードですので大丈夫です。読書活動推進会議委員の方も、この事業で読書活動について人生をより深く生きる、生きる力を身に付けてほしいという思いがありますので、現在コロナ禍で大変ですが自分の将来の何かに役立つ本を選んで買っていただけるといいと思っています。

○加藤委員 図書カードと一緒にお薦め本リストなどを同封されてはどうでしょうか。

○大平委員 実際に図書カードを頂いてもどのような本を購入してよいか迷われる方も多いと思うので、是非お薦め本リストは同封されると良いと思います。

○生涯学習課長 図書カードは郵送でお送りするのでリストを同封することは可能なので、図書館職員や学校の方にも相談して検討したいと思います。

○大平委員 給食配送車のラッピングの件ですが、どのようなものを想定していますか。子ども達の給食なので楽しくなるものなのか、市のPRを目的にしたものかどちらでしょうか。

○教育総務課長 事業課からは具体的な仕様などはまだ聞いていませんが、みずほバスに描かれているような物をイメージしていただけると良いのではないかと思います。

○大平委員 マスク仕様だと有効期間が短いかもしれませんね。

○教育長 その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第13 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計補正

予算（第3号）について、承認することと致します。

日程第14 教育長の報告

○教育長 日程第14 教育長の報告になります。

GIGAスクール構想の端末についてですが、納品数は昨年度の各学年児童生徒数となっていましたので、今年度の児童生徒数にあわせて設定を行っていましたが完了しましたので児童生徒一人一人に貸与しました。大切にルールを守って使ってほしいと願いを込めて、各学校順番に貸与式を行っております。子どもの代表が出てくれまして、私の方から端末を1人1台その場でお渡しするということを、校内のテレビ放送を使って全校に流して行いました。貸与式は朝の会、給食の時間、放課後の帰りの会や授業の一部等を使って今行っているところです。その際に3つお願いをします。1つ目は宝の持ち腐れではいけないので、どんどん使いましょう。よく言われるように新たな文房具だという感覚で積極的に使ってください。端末のことをよく知っている子は友達や先生にも教えてあげてほしいということをお話しています。

2つ目には大切に使ってほしいということをお話します。購入や設定等の費用は国からと市の税金を使って皆さんにお貸しするものですよ、丁寧に使いましょう。中学3年生や小学6年生で終わると次の1年生が使います。その時に丁寧に使ってあることが伝わるような使い方をしてほしいです。だけど積極的に文房具として使ってほしいと伝えます。

3つ目に話をしているのは、どんな使い方したらいいかルールを決めてください、学校でいろいろと考えてルールを作りましょうということです。その時に事例として挙げるのは5月上旬にあった新聞報道です。タブレットは学校では学習機、家ではゲーム機というような記事が載りました。みずほの小中学生はそんなことにならずにきちっとした使い方ができるようルールを自分たちで考え出してほしいというような提案を入れた3つのお願いをさせてもらっています。

また、校長先生方もよく考えてくださり中学校区ごとにルールを1つきちっとしたいということで、中学校で考えたルールを校区の小学校に教えたいと提案してくれました。理由はその子たちが同じルールで小学校から使ってくれば中学校に進学しても指導が統一できる。小学校でルールが違っていると中学校では指導がし

にくい。小中一貫でやったほうがいい。だから小学校バージョンにやさしくしないといけないところもありますが、広い視野で考えた中学校区でのルール作りを進めていきたいというようなことを提案してくれました。教育委員会としても、活用の様子についてルールをどのように考えてくれたかということも含めて、今後視察にも行きたいと思っています。

貸与式では児童生徒の代表が話をしてくれます。どの学校の代表も自分の言葉で話してくれます。中学生になるとその場で私が言った3つのことの1つ2つを取り入れながら話をしてくれます。中学生でここまでできるのかと感心させられます。端末をお渡しする時期は少しづれこみましたが、このような形でお渡しすることによって、一人一人が大事に使って、有効に活用してくれるものと期待しているところです。

2つ目は新型コロナの感染状況についてお話をさせていただきたいと思います。瑞穂市は感染拡大しています。最近はかなり数の拡大しており耐えきれないような感染者数になっております。変異株になってきているので心配ではありますが、文科省からの通知文書によりますと、大人が感染するのは従来のもので、変異株はどの年齢層でも感染する可能性が高くなったというのが文科省の今のところの見解です。どこの保育所、小中学校、幼稚園とも家族感染があっても園児、児童生徒の感染はありません。近隣市町の教育委員会の状況を聞くと家族感染だけではなく大変な状況が見受けられます。今後も対策を徹底していくことで感染防止を中心に進めていきたいと思っております。特に手洗い、マスクを極力外さずにきちっとしたつけ方をして換気を徹底することで対策をしていきたいと思っています。

日程第15 その他

○**教育長** 日程第15 その他に入ります。

事務局長。

○**事務局長** 議会の文教厚生委員会の協議会がございました。これは定例外の協議会でありましたが、日程第13で説明されました中の、牛牧第1保育所用地の測量と鑑定に係わる内容を話させていただきました。

まずお手元の瑞穂市保育所整備計画をご覧ください。簡単にご説明をしますと、

瑞穂市の待機児童を解消し、未満児保育を公私連携で整備するよう進めていきたいというものです。

また、同じ小学校区内での通園で円滑な小学校へのつなぎをしたいということ踏まえて計画が作られています。

その中で、穂積保育所、牛牧第1保育所が老朽化していました。また、生津小学校区には保育所がないということで、その3つにつきまして公私連携で整備を進めていきたいというのがその計画となっております。

穂積保育所につきましては、平成31年4月にほづみの森こども園を公私連携型で開園させていただいております。こちらに引き続き牛牧第1保育所と生津小学校区での保育所の整備ということで2箇所残っているわけですが、どちらを先に進めるかを話させていただきました。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 瑞穂市学校施設等長寿命化計画の製本されたものをお配りさせていただきましたので、またご自宅にお戻りになってからでも結構ですので、お目通しいただければありがたいと思います。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 体育祭、運動会の実施について報告します。今まで体育祭、運動会は秋に実施していましたが2期制に変更したこともあり、今の時期に実施しています。先週から始まっており学年ごとで体育の授業を発展させた形で行うなど、工夫して実施しています。小学校では6月1日から実施予定となっておりますので、機会がありましたらご覧いただくとよいかと思います。

もう一つはプールについてです。実施についていろいろと検討してきました。プールにおける感染は非常に少ないという文部科学省からの通知もありますが、小学校におきましては安全面などを考えたときに、密にならず安全に実施するというのがかなり難しい状況です。低学年ではバディといってペア活動で互いに手を取ったり、体を支えたり、互いに肩を取り合ったり、水遊びに近いことをしながらやっておりましたので、安全面に配慮したときに密にならずに実施するのはなかなか難しいのが現状です。また、更衣室での間隔の確保が難しいというようなこともあり、小学校についてはプール掃除は行いますが、実際のプールでの活動は中止とし、安全の学習だけにとどまります。中学校につきましては、先ほど

のことを考慮しながら実施をするということとしました。マスクを取っておりますのでソーシャルディスタンスを保ちながら水泳の指導をする予定でございます。

もう1つは教科書採択についてですが、昨年度中学校用教科書については採択替えということで教科書採択を行っていただきましたが、その後に1社、自由社の歴史の教科書が検定に合格しましたので今年採択の対象となりました。中学校の歴史の教科書についてはもう1度協議をするということになっており、再度協議会を開催することになりますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 幼児教育課長。

○幼児教育課長 事務局長からも話がありましたが、瑞穂市保育所整備計画の今後の展開について文教厚生委員会協議会で話をさせていただきました。お手元の資料をご覧ください。当市の保育所整備につきましては、平成29年3月に策定した瑞穂市保育所整備計画に基づき実施してきました。簡単に説明しますと、限りある人材、財源の中で保護者が求める多様な保育需要といったものに対応して、子どもたちの保育環境の向上を図るためには、民間の力を活用した弾力的な保育事業の展開というのが今後は必要になってくるのではないかとということで、瑞穂市にある公立施設において一部施設の民営化を具体的に進めてきたところがございます。これまでの経緯としては、穂積保育所を建て替えて公私連携型の認定こども園、ほづみの森こども園を平成31年4月に開園しました。開園による効果というのは3つございます。1つ目は老朽化した施設が3歳未満児保育の可能な保育施設になりました。2つ目は当該小学校区の象徴となる地域に親しまれる保育施設へと生まれ変わりました。3つ目は待機児童の解消ということで、現在4年連続4月1日現在では統計上の数字0人という形になっております。

1つ目の老朽化した施設が3歳未満児保育の可能な保育施設ということですが、穂積保育所は調理室がございませんでした。3歳未満児保育には調理室が必須で、公私連携型の手法を用いて民間に移管することによって調理室が整備され3歳未満児保育ができるようになりました。

2つ目は穂積小学校区の象徴となる地域に親しまれる保育施設についてですが、移管後のほづみの森こども園となつてからは、地域の方の需要に合った子育て支援を行っておりまして、地域に親しまれる施設ということで老人会や子ども会、自治会の皆様にもご活用いただいております。昨年実施させていただいたほづみ

の森こども園の保護者に対するアンケート調査においては、各調査項目で90%以上の保護者が満足またはおおむね満足ということで大変好評を得ております。公私連携型の手法を用いた民間移管につきましては非常に効果があると感じております。

3つ目の待機児童の解消については、本市もいろいろと待機児童施策を実施しており公私連携型事業もその1つで、令和3年4月現在、待機児童数は0人で4年連続0人ということで順調に推移しています。

今後の展開、整備をどうしていくのかということですが、牛牧第1保育所の民間事業者による新設と、生津小学校区に民間保育事業者の誘致というのがございます。順次進めたいと考えてはいますが、公立小学校の35人学級導入により教室不足という話が出てきました。それを解消するには、まず牛牧第1保育所から整備を進めたいと思います。理由といたしましては3つあり、1つ目としましては待機児童の解消、同じ小学校区内での通園、2つ目は老朽化した施設を3歳未満児保育が可能な保育施設、3つ目は公立小学校の35人学級導入による教室不足の解消。こちらは令和7年度までにということで計画をしております。待機児童の解消、同じ小学校区内での通園ということですが、今年度牛牧小学校区内の3歳未満児の保育施設利用者は75名ですが同じ小学校区内の牛牧第2保育所、ちびっこ園ミズホを合わせまして32人しか通っておりません。残りの子はどこに行っているのかというと牛牧小学校区ではないところに通っております。牛牧第1保育所で3歳未満児保育を実施できるということになれば、他の小学校区に行くことなく預けることができ、同じ牛牧小学校区への就学につながるということが出来るため、保護者の負担軽減の一助になるのではないかと考えております。老朽化した施設を3歳未満児保育が可能な保育施設ということでございますが、牛牧第1保育所につきましては昭和46年建築の古い施設ということで、維持管理として毎年修繕費用がかさんできているような状況となっております。公立小学校の35人学級の導入による教室不足の解消については、公立小学校の1クラスの定員の上限を40人から35人に引き下げるという、公立義務教育小学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる改正義務教育標準法といわれるものの改正が3月末にありまして、4月1日から施行されております。よって令和7年度には市内小学校の全学年で35人学級ということになりま

す。今後段階的に実施をしていくということになりますと、牛牧小学校では教室不足が起きると推測をしております。現在牛牧小学校の放課後児童クラブが2か所あり、農協の跡地と牛牧小学校内の教室を使って実施しております。35人学級対応のために小学校の教室で実施しているクラスの1つを活用するということになると、放課後児童クラブの新たな場所が必要になってきます。

元々保育所整備計画にある、牛牧第1保育所の民間事業者による新設というこの事業を進めることによって、現在の牛牧第1保育所を改修させていただいて、当面の間放課後児童クラブの施設として利用することができると考えております。なおかつ現在2か所で実施しているところを1か所に集約できるということも考えておりますので、放課後児童クラブの先生方の職員配置も負担軽減でき、先生方の負担軽減になると考えております。

以上のことから牛牧第1保育所につきましては公私連携型で民間事業者による新設から進めさせていただければと考えております。

もう1つ整備計画の中にはあります。生津小学校区内に民間保育事業者の誘致につきましては、整備理由といたしまして、保育施設の均衡のとれた配置ということになります。2つ目が同じ小学校区内の通園で円滑な小学校へのつなぎということになります。

1つ目につきましては、生津小学校区には現在保育所がないので、多くは本田第1保育所に通っています。本田第1保育所に通う未就学児の状況といたしましては、生津小学校区から通う方が53.3%と約半数で次いで本田小学校区の子が34.8%、あと他に穂積小学校区であるとか、牛牧小学校区の方がそれぞれ4.3%ずつ通っております。半数以上の方が生津小学校区の子どもたちが本田第1保育所を現在利用しているという状況になっております。本田第1保育所は昭和48年に建築の古い施設ではありますが、生津小学区の子はもちろん、本田小学校区の子どもたちにも一定数需要はあります。生津小学校区に民間保育施設を誘致できたとしても、定員の数を見直して、運営を継続していきますが、児童の入園状況によって例えば著しく減ってくるであるとかいうことになってきて需要が減ってきたということになった時は、新規での子どもの募集を停止して、通っている子どもがすべて卒園した後に廃園ということを検討せざるを得ないと考えております。

②の同じ小学校区内での通園で円滑な小学校へのつなぎというところですが、幼児教育課は今教育委員会に属しており、みずほプランを実践しています。円滑な小学校へのつなぎを作ることで、保護者同士のつながりを強めることによって、校区のコミュニティー力を高めるということになると考えております。同じ小学校区内の保育施設の誘致というのをやはり引き続き進めていきたいと考えております。

ただ牛牧第1保育所の整備計画の方をやはり優先させていただきたいと思っておりますけれども、生津小学校区も先ほどの理由から引き続きという形で思っております。

○教育長 今の状況で牛牧第1保育所を建て替えよう、優先していこうというところまでの案を作り、文教厚生委員会協議会で説明させていただきました。同時に牛牧第1保育所は築50年の老朽化した施設になるのでその様子も見ていただきました。議員もやっぱり古いなということはかなり認識されたと思っております。ご質問あればお聞きたいと思っておりますがよろしいですか。

○大平委員 若い世代が瑞穂市に住んでもらって、転入者が増えることも非常に重要なことなのでぜひ充実させていってもらいたいと思っておりますが、1つだけ伺います。保育園の遠足の付き添いをしましたが、その時に付き添いをやった人の中で、保育所は保育時間の融通が利いたり長かったりすることで保育士さんの仕事がきつくて、なかなか人手が足りなくなる可能性があるということで、建物だけではなく人的なことも考慮していかないと充実につながっていかないとと思っておりますがどのような状況でしょうか。

○幼児教育課長 保育施設を増やしたところで待機児童の解消にはなりませんし、保育士さんの確保をしないと子どもの支援の策としては成り立たないと考えております。保育士さんの確保につきましても、各大学の方にお問い合わせに行ったり、ハローワークにお問い合わせして順調に毎月毎月応募があるような状況で何とか対応させていただいておりますし、あとやはり働きたいという方はどうしても9時から16時の勤務希望であったり、9時から15時の勤務希望という方が非常に多いのですが、いろいろとお話させていただいて何とか少しでも長い時間に働いていただける方に来ていただいたりしています。保育所で保育士が必要となるのは朝と夕方です。登所の時間と降所の時間で子どもの様子を聞いたり、園での様子を保

護者の方にお伝えしたりということで、朝と夕方の時間はすごく職員の数が必要となります。その時間に何とかたくさん保育士でなくても、保育士と同じような活動ができるような方、子育て支援員と我々呼んでいます、そういった方を市独自で研修事業を行って資格を取ってもらって、そのまま就労につなげていただくという事業を行っています。今現在10名ほどの方がおりますが、そういった方々に朝の4時間、もしくは夕方の4時間働いてもらうということで、保育士の負担軽減にもつながっていきますので、そのような事業を積極的に行って、受け入れ体制の確保、保育士の負担軽減、離職防止にもつながるのではないかと考えております。

こういった事業をこれからもどんどん継続はしていきたいと考えておりますし、またほかに委員の皆様の中で保育士をやりたい方をご存じであるようでしたらお声をかけていただければと思っております。積極的に採用したいと思っておりますので是非ともよろしく願いいたします。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 前期の市民自主講座についてですが、前回の時には、5月の講座は休講させていただくということでお伝えさせていただきました。6月以降をどうするかということで検討してきましたが、結論から先に申し上げますと前期は中止とさせていただくことにしました。理由としては、コロナウイルスのこともありますが、現在瑞穂市は岐阜県のまん延防止等重点措置区域に入っていますけれども、これは5月31日までです。ただこの後どうなるかということは月末にならないと今後の動向が出てこないと思いますが、生涯学習課としては皆様にご連絡するうえでそこまで待ってられないのが現状です。この自主講座につきましては、前期後期、半期で行います。長い講座は9月までで月2回ペースで全10回、短い講座ですと夏休み前7月までの5回というコースがいろいろ分かれています。7月までの5回コースで、6月も休講して、7月だけ開講してもというところがありますので、前期につきましては9月まであるところもありますけれども、一応全部中止ということにさせていただきましたのでご理解頂きますようよろしくお願いいたします。

○**教育長** 行事等もいろいろ計画はしておりますが、今のところやる方向で対策を取って実施する方向でありますが、生涯学習課長さんが言われるように、国が延期

となってきた場合に、県もまん延防止対策の方が延びる可能性もあります。さらにそこへ岐阜市にある施設も休館となってきたので、その状況を鑑みると6月計画していた行事や事業が中止、延期ということも十分あり得るということでございます。

日程第15 その他の報告でしたが、何か改めてご質問や課に関する事で聞きたいことがありましたら答えてと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○教育長 次回の会議予定ですが、令和3年第6回瑞穂市教育委員会定例会を令和3年6月29日、火曜日、午後2時から開催します。

閉会の宣告

○教育長 本日は、お忙しいところありがとうございました。これもちまして、令和3年第5回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時56分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年5月25日

瑞穂市教育委員会 教育長 如 謝 琢 明

委 員 森 下 伊 三 男

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。